

菅江真澄も巡った津軽・外ヶ浜を巡る旅1 (JTB霞が関第一事業部内) ※個人情報の観点からFAX送信の際は番号の押し間違いにご注意頂き、
FAX送信後は必ず着信確認のお電話お願い致します。FAX:03-6737-9266/TEL:03-6737-9263

フリガナ				フリガナ							
お名前				ご同行者様 お名前							
性別	男・女	生年 月日	大正 昭和 平成	年 月 日	性別	男・女	生年 月日	大正 昭和 平成	年 月 日		
				(西暦19 年)					(西暦19 年)		
ご住所				ご住所							
TEL				FAX				携帯			

< キリトリセン >

★ご案内とご注意

旅行条件(要約)

お申し込みいただく前に必ずこの旅行条件の掲載内容をお読み下さい。

■募集型企画旅行契約

この旅行は株式会社JTBコーポレートセールス(東京都新宿区西新宿 3-7-1 観光庁長官登録旅行業 1767号以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。また、旅行条件は下記による他、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

■旅行のお申込及び契約成立の時期

- (1) 当社所定の申込書に所定の事項を記入し、下記申込金を添えてお申込み下さい。申込金は、旅行代金お支払いの際に差し引かせていただきます。
- (2) 電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込の場合、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いをしていただきます。
- (3) 旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。
- (4) 申込金(お一人様)は旅行代金の20%から旅行代金までです。

■旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日から遡って13日目にあたる日より前(お申込が間際の場合は当社の指定する期日まで)にお支払い下さい。また、お客様が当社提携のカード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用をお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出が無い限りお客様の承諾日といたします。

■取消料/旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除される時は、次の金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日	取消料(お一人様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	無料
1) 11日目にあたる日以前の解除	無料
2) 10日目にあたる日以降の解除 (3~6を除く)	旅行代金の 20%
3) 7日目にあたる日以降の解除 (4~6を除く)	旅行代金の 30%
4) 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の 40%
5) 当日の解除(6を除く)	旅行代金の 50%
6) 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

■旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、食事代、及び消費税など諸税。(これらの費用は、お客様の都合により一部を利用されなくても原則として払い戻しをいたしません。)

■当社による旅行契約の解除及び履行中止

- (1) お客様が当社所定の期日までに旅行代金が支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 次の各項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
 - ① お客様が当社の予め明示した性別・年齢・資格・技能、その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - ② お客様が病気、必要な介助者の存在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - ③ お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められたとき。
 - ④ お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - ⑤ お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前に旅行中止の通知をいたします。
 - ⑥ スキーを目的とする旅行における積雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはその恐れが極めて大きいとき。
 - ⑦ 天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、またはその恐れが極めて大きいとき。

■当社の責任及び、免責事項

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。
- (2) 手荷物について生じた本項(1)の損害については同項の規定に関わらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、1人15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償いたします。

■特別補償

当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意または過失の有無に関わらず募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によりその身体、生命または手荷物が被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金または見舞金を支払います。

- ・死亡補償金: 1500万円
- ・入院見舞金: 2~20万円
- ・通院見舞金: 1~5万円
- ・携行品損害補償金: お客様1名につき~15万円(ただし、補償対象品1個あたり10万円を限度とします)

■お客様の責任(抜粋)

お客様は旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関またはお申込店に申し出なければなりません。

■「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

当社提携クレジットカード会社のカード会員(以下「会員」という)より「会員の署名をなくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下「通信契約」という)を条件に申込を受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。(受託旅行者により当該取扱ができない場合があります。また取扱できるカードの種類も受託旅行者により異なります。)

- (1) 契約成立は、当社が電話または郵便で旅行契約の締結の承諾通知を発信したとき(e-mail 等の電子

承諾通知を利用する場合は、その通知がお客様に到達したとき)とします。また申込時には「会員番号・カード有効期間」等をご通知していただきます。

- (2) 「カード利用日」とは旅行代金等の支払いまたは払戻債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。また、取消料のカード利用日は「契約解除依頼日」とします。(ただし、契約解除依頼日が旅行代金のカード利用日以降であった場合は、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除依頼日の翌日から起算して7日間以内をカード利用日として払い戻します。)
- (3) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

■個人情報の取り扱いについて

当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書などに記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただく他、お客様が申込いただいた旅行において運送・宿泊機関などの提供するサービスの手配及びそれらのサービス受領のために手続きに必要な範囲で利用させていただきます。その他、当社及び販売店では①当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成のお客様の個人情報を利用していただくことがあります。

■旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2014年8月21日を基準としています。また旅行代金は2014年8月21日現在有効な運賃・規程を基準として算出しています。

旅行企画・実施:株式会社JTBコーポレートセールス

観光庁長官登録旅行業第1767号

日本旅行業協会正会員

〒163-1065 新宿区西新宿 3-7-1

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく下記の旅行業務取扱管理者にご質問下さい。

~お申込先~

(株)JTBコーポレートセールス

霞が関営業部 霞が関第一事業部

〒100-6051 東京都千代田区霞が関3-2-5

霞が関ビルディング23階

総合旅行業務取扱管理者: 杉本 功

電話 : 03-6737-9263

FAX : 03-6737-9266

営業時間 月~金曜日 9:30~17:30(土日祝日休み)

担当: 園部・大川・土屋